

記入例（法人）

様式第1（第18条関係）

（表面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

野辺地町長 殿

申請される日付を記入してください（以下同じ）。

令和元年10月 1日

申請者 氏名又は名称 **株式会社〇〇〇〇**
住 所 **青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1**
代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**
0175-64-2111

登記簿謄本等の記載どおりに記入してください。

同法第25条の2第1

電話番号を記入してください。

代表者の印を押してください。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 スドウ 太郎 水道 太郎	代表取締役から監査役までの役員全部を記入してください。
取締役 スドウ 次郎 水道 次郎	
監査役 スドウ 三郎 水道 三郎	
事業の範囲 管工事業	登記簿謄本の「目的」欄等を参考に記入してください。
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

「機械器具調書」に記入してください。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇〇〇
実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入してください(表面の「申請者」と同じでも記入する)。	青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
水道 太郎	給水装置工事主任技術者免状の交付番号 第12345号
水道 次郎	第67890号

「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。
※「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」と同一となります。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
上記以外にも事業を行いたい支店・営業所がある場合はこの欄に記入してください。	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記入例（法人）

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和元年10月 1日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150mm用)	1	
	パイプ万力		1	
	バリ取り工具		1	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~11/4インチ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~100mm	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」「管の加工用の機械器具」「接合用の機械器具」、
(備考) この月

- ・ 上記はあくまで参考です。これ以外のものでも結構です。
- ・ 各「種類」の欄に記入する項目は、最低1項目です。

記入例（法人）

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのい
ずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第1の表面の「申請者」欄と
同じものとなります。

令和元年10月 1日

申請者

氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇
住 所 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

野辺地町長 殿

代表者の印を押
してください。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記入例 (法人)

様式第3 (第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

野辺地町長 殿

日付は記入不要です。

年 月 日

届出者 **株式会社〇〇〇〇**
青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
代表取締役 水道 太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 解任 の届出をします。

代表者の印を押してください。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇〇〇	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
水道 太郎	第12345号	
水道 次郎	第67890号	

「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写しを添付してください。

選任する年月日は、記入不要です。
(町が指定を行った日に登録を行います。)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。